

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-197385  
(P2014-197385A)

(43) 公開日 平成26年10月16日(2014.10.16)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
<b>G06F 21/31 (2013.01)</b>	G06F 21/20 131A	5B084
<b>G06F 13/00 (2006.01)</b>	G06F 13/00 510C	

審査請求 有 請求項の数 47 O L 外国語出願 (全 32 頁)

(21) 出願番号	特願2014-23704 (P2014-23704)	(71) 出願人	599041075 キヤノン オイローパ エヌ. ヴェー. オランダ国 アムステルヴェーン 118 5 エックスビー, ポフェンケルケンヴ ェグ 59
(22) 出願日	平成26年2月10日(2014.2.10)	(74) 代理人	100076428 弁理士 大塚 康德
(31) 優先権主張番号	13154974.3	(74) 代理人	100112508 弁理士 高柳 司郎
(32) 優先日	平成25年2月12日(2013.2.12)	(74) 代理人	100115071 弁理士 大塚 康弘
(33) 優先権主張国	欧州特許庁(EP)	(74) 代理人	100116894 弁理士 木村 秀二
特許法第64条第2項第4号の規定により明細書の一部 または全部を不掲載とする。 特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部ま たは全部を不掲載とする。		(74) 代理人	100130409 弁理士 下山 治

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 周辺装置ユーザの認証方法、周辺装置、および周辺装置のユーザを認証するためのシステム

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】ユーザを周辺装置で認証するための方法を提供する。

【解決手段】周辺装置MFPが、ログイン要求をユーザから受信する工程S810と、ユーザのソーシャルネットワークサービスアカウントの認証要求をソーシャルネットワークサービスに送信する工程S820と、ユーザのソーシャルネットワークサービスアカウント情報をソーシャルネットワークサービスから受信する工程S830と、ユーザのソーシャルネットワークサービスアカウント情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定する工程S840と、判定する工程がユーザのソーシャルネットワークサービスアカウント情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されていると判定した場合に、ユーザに周辺装置へのアクセスを許可する工程S850、S860とを有する。

【選択図】 図8

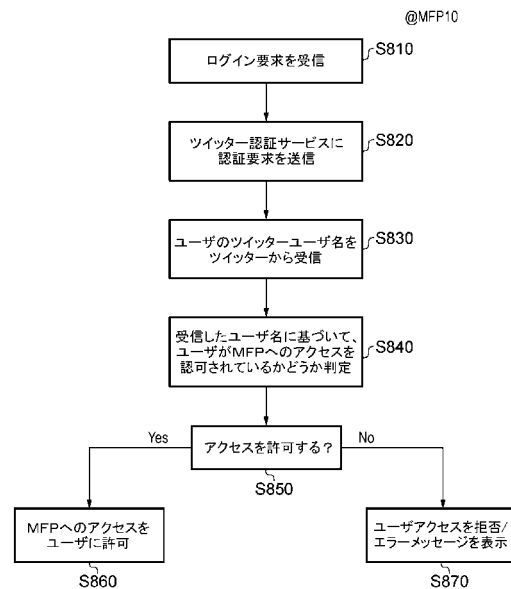


FIG. 8

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

周辺装置(10)でユーザを認証する方法であって、  
前記周辺装置(10)が、

ログイン要求をユーザから受信する工程(S810)と、

ソーシャルネットワーキングサービスに前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントの認証要求を送信する工程(S820)と、

前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報を前記ソーシャルネットワーキングサービスから受信する工程(S830)と、

前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定する工程(S840)と、  
を有し、

10

前記判定する工程が、前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置へのアクセスを認可されていると判定した場合、前記ユーザに前記周辺装置(10)へのアクセスを許可する(S850, S860)ことを特徴とする方法。

**【請求項 2】**

前記判定する工程が、前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報が前記ソーシャルネットワーキングサービス上のリストと関連付けられているかどうかを判定するため、管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続する工程(S1116, S1117, S1409, S1410)を有することを特徴とする請求項 1 記載の方法。

20

**【請求項 3】**

前記周辺装置(10)が、前記ソーシャルネットワーキングサービス上の前記ソーシャルネットワーキングサービスのメンバの 1 以上のリストと関連付けられて、前記ソーシャルネットワーキングサービス上で記述されることを特徴とする請求項 2 記載の方法。

**【請求項 4】**

前記周辺装置(10)の前記ソーシャルネットワーキングサービス上での記述を、前記ソーシャルネットワーキングサービスのメンバの 1 以上のリストに関連付ける工程が、前記ソーシャルネットワーキングサービスのメンバの前記 1 以上のリストについて、前記周辺装置(10)の機能へのアクセスレベルを規定する工程を有することを特徴とする請求項 3 記載の方法。

30

**【請求項 5】**

前記要求を前記ソーシャルネットワーキングサービスに送信する前記工程が、前記ソーシャルネットワーキングサービスにアクセストークンを要求する工程(S1111, S1112, S1407, S1408)を有することを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載の方法。

**【請求項 6】**

前記判定する工程が、前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスユーザ名を取得するために前記アクセストークンを用いる工程と、前記ユーザ名が前記ソーシャルネットワーキングサービス上の前記周辺装置の記述に関連付けられているかどうかを判定する工程とを有することを特徴とする、請求項 2 から請求項 4 のいずれか 1 項を引用する請求項 5 に記載の方法。

40

**【請求項 7】**

さらに、前記周辺装置(10)上に前記アクセストークンを前記ユーザを特定する情報に関連付けて保存する工程(S1113, S1406)を有することを特徴とする請求項 5 または請求項 6 に記載の方法。

**【請求項 8】**

前記保存する工程が、前記アクセストークンを前記ユーザの R F I D と関連付けて保存する工程を有することを特徴とする請求項 7 記載の方法。

**【請求項 9】**

50

前記保存されたアクセストークンは、繰り返されるログイン要求を前記ユーザに代わって行うために用いられることを特徴とする請求項 7 または請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記ソーシャルネットワーキングサービスに前記アクセストークンを要求する前記工程は、OAuth または xAuth 認証プロセスを用いる工程を有することを特徴とする請求項 5 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 11】

前記周辺装置 (10) は、プリンタ、ファクシミリ、またはスキャナの少なくとも 1 つとして機能する周辺機器を有することを特徴とする請求項 1 から請求項 10 のいずれか 1 項に記載の方法。

10

【請求項 12】

前記ソーシャルネットワーキングサービスに前記要求を送信する前記工程に先行して、前記周辺装置 (10) によって提供される第 1 の情報をモバイル機器 (11) が決定する (S1905) 工程を有することを特徴とする請求項 1 から請求項 11 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 13】

前記第 1 の情報が URL であり、  
前記周辺装置 (10) が前記 URL を前記ユーザに提供し、  
前記モバイル機器 (11) が前記ユーザによって前記モバイル機器 (11) に入力された前記 URL によって前記 URL を決定する、ことを特徴とする請求項 12 記載の方法。

20

【請求項 14】

前記モバイル機器 (11) によって受信された前記 URL が、前記ソーシャルネットワーキングサービスにユーザがログインすることを可能にすることを特徴とする請求項 13 記載の方法。

【請求項 15】

前記モバイル機器 (11) が受信した前記 URL は、ユーザが前記ソーシャルネットワーキングサービスにログインし (S1909)、前記周辺装置 (10) へのアクセストークンの発行を認可することを可能にすることを特徴とする請求項 13 記載の方法。

【請求項 16】

前記周辺装置 (10) が、前記第 1 の情報を符号化した、装置が読み取り可能なコードを提供し、

30

前記モバイル機器 (11) が、前記周辺装置 (10) が提供する、前記装置が読み取り可能なコードを読んで復号することにより、前記第 1 の情報を決定する (S1905) ことを特徴とする請求項 12 記載の方法。

【請求項 17】

前記ユーザを認証するために前記ソーシャルネットワーキングサービスに前記要求を送信する前記工程の後に、前記モバイル機器 (11) が、前記ソーシャルネットワーキングサービスによって提供される第 2 の情報を判定する (S1910) 工程を有することを特徴とする請求項 12 から請求項 16 に記載の方法。

【請求項 18】

前記第 2 の情報はコードであり、前記方法が、前記周辺装置 (10) が前記コードを前記ユーザから、前記周辺装置 (10) のユーザインタフェース (25) を通じて受信する工程 (S1911) をさらに有することを特徴とする請求項 17 記載の方法。

40

【請求項 19】

前記装置が読み取り可能なコードが、バーコードまたは QR コードであることを特徴とする、請求項 16、または請求項 16 を引用する請求項 17 または請求項 18 に記載の方法。

【請求項 20】

周辺装置 (10) で実行された際に、前記周辺装置 (10) に請求項 1 から請求項 19 のいずれか 1 項に記載の方法を実行させるプログラム。

【請求項 21】

50

モバイル機器(11)で実行された際に、前記モバイル機器(11)に請求項12から請求項19のいずれか1項に記載の方法を実行させるプログラム。

【請求項22】

請求項20または請求項21に記載の前記プログラムを格納した記憶媒体。

【請求項23】

周辺装置(10)であって、

ログイン要求をユーザから受信し、

ソーシャルネットワーキングサービスに前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントの認証要求を送信し、

前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報を前記ソーシャルネットワーキングサービスから受信し、

前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定し、

前記周辺装置(10)が、前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されていると判定した場合、前記ユーザに前記周辺装置(10)へのアクセスを許可する、ように構成されたことを特徴とする周辺装置(10)。

【請求項24】

周辺装置(10)でユーザを認証する機能を有するモバイル機器(11)であって、

前記機能が、

識別情報を判定するために、装置が読み取り可能なコードを読み取って復号する手段と、

前記周辺装置(10)へのアクセストークンの発行を認可するために、前記判定された識別情報を用いてユーザがソーシャルネットワーキングサービスにログインすることを可能にする手段と、

を有することを特徴とするモバイル機器(11)。

【請求項25】

周辺装置(10)のユーザを認証するためのシステムであって、

ログイン要求をユーザから受信し、ソーシャルネットワーキングサービスに前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントの認証要求を送信するように構成された周辺装置(10)と、

前記要求を受信し、前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報を前記周辺装置(10)に送信するように構成されたソーシャルネットワーキングサービスと、を有し

前記周辺装置(10)が、

前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報を前記ソーシャルネットワーキングサービスから受信し、

前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定し、

前記周辺装置(10)が、前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されていると判定した場合、前記ユーザに前記周辺装置(10)へのアクセスを許可する、ように構成されたことを特徴とするシステム。

【請求項26】

周辺装置(10)でユーザを認証するための方法であって、

モバイル機器(11)が、第1の識別情報を決定し(S2202)、ソーシャルネットワーキングサービスを通じて前記周辺装置(10)に、前記判定された第1の識別情報および前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の識別情報を含む、アクセス要求を送信する(S2205)工程と、

前記周辺装置(10)が、前記アクセス要求を前記ソーシャルネットワーキングサービスを

通じて受信し、前記アクセス要求情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されているかどうか判定する工程(S2302)と、

前記周辺装置(10)が前記アクセス要求に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されていると判定した場合、前記周辺装置(10)が前記ユーザに前記周辺装置(10)へのアクセスを許可する工程(S2303)と、を有することを特徴とする方法。

【請求項 27】

前記周辺装置(10)によって判定する前記工程に先立って、前記周辺装置(10)が管理者のソーシャルネットワークサービスアカウントに接続し(S2103)、前記第1の識別情報を前記周辺装置(10)の記述と関連付けて前記ソーシャルネットワークサービスに登録する(S2104)工程をさらに有し、

前記周辺装置(10)によって判定する前記工程(S2302)が、前記管理者のソーシャルネットワークサービスアカウントに接続する工程と、前記アクセス要求にアクセスする工程と、前記アクセス要求内の情報が前記周辺装置(10)の登録された詳細と対応するかどうか判定する工程と、を有することを特徴とする請求項 26 記載の方法。

【請求項 28】

前記アクセス要求は、前記ユーザのソーシャルネットワークサービスアカウントから前記管理者のソーシャルネットワークサービスアカウントに送信される直接メッセージであることを特徴とする請求項 27 記載の方法。

【請求項 29】

前記周辺装置(10)は、前記ユーザのソーシャルネットワークサービスアカウントを特定する前記第2の情報に基づいて、前記周辺装置へのアクセスレベルを判定することを特徴とする請求項 26 から請求項 28 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 30】

前記第1の識別情報がコードを有し、

前記周辺装置(10)が前記コードを前記ユーザに提供し、

前記モバイル機器(11)は、前記モバイル機器(11)にユーザが入力した前記コードにより、前記第1の識別情報を決定する(S2202)ことを特徴とする、請求項 26 から請求項 29 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 31】

前記周辺装置(10)が、前記第1の識別情報を符号化した、装置が読み取り可能なコードを提供し、

前記モバイル機器(11)が、前記周辺装置(10)が提供する、前記装置が読み取り可能なコードを読んで復号することにより、前記第1の識別情報を決定する(S2202)ことを特徴とする、請求項 26 から請求項 29 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 32】

前記第1の識別情報が乱数を有することを特徴とする請求項 26 から請求項 31 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 33】

前記第1の識別情報は、管理者のソーシャルネットワークサービスアカウントを特定する情報を有することを特徴とする請求項 26 から請求項 32 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 34】

前記周辺装置(10)が前記第1の識別情報を生成するように構成されていることを特徴とする請求項 26 から請求項 33 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 35】

前記第1の識別情報が前記周辺装置の位置から導出可能であり、

前記モバイル機器(11)が、前記第1の識別情報を、前記周辺装置(10)の位置を検出することによって決定する(S2202)ことを特徴とする請求項 26 から請求項 29 のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 36】

10

20

30

40

50

周辺装置(10)で実行された際に、前記周辺装置(10)に請求項26から請求項35のいずれか1項に記載の方法を実行させるプログラム。

【請求項37】

モバイル機器(11)で実行された際に、前記モバイル機器(11)に請求項26から請求項35のいずれか1項に記載の方法を実行させるプログラム。

【請求項38】

請求項36または請求項37に記載の前記プログラムを格納した記憶媒体。

【請求項39】

周辺装置(10)でユーザを認証するためのシステムであって、

第1の識別情報を決定し(S2202)、ソーシャルネットワーキングサービスを通じて前記周辺装置(10)に、前記決定された第1の識別情報および前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の識別情報を含む、アクセス要求を送信するように構成されたモバイル機器(11)と、

前記アクセス要求を受信し、前記アクセス要求情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されているかどうか判定するように構成された周辺装置(10)と、を有し、

前記周辺装置(10)は、前記周辺装置(10)が前記アクセス要求に基づいて前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されていると判定した場合、前記ユーザに前記周辺装置(10)へのアクセスを許可するように構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項40】

周辺装置(10)でユーザを認証する機能を有するモバイル機器(11)であって、前記機能が、  
識別情報を決定するために、装置が読み取り可能なコードを読み取って復号する手段と、  
、

ソーシャルネットワーキングサービスを通じて前記周辺装置(10)に、前記決定された第1の識別情報および前記ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の識別情報を含む、アクセス要求を送信する手段と、を有することを特徴とするモバイル機器。

【請求項41】

周辺装置(10)であって、

ユーザに、装置が読み取り可能なコードの形式で、第1の識別情報を提供するように構成された手段と、

ソーシャルネットワーキングサービスアカウントにアクセスし、前記第1の識別情報に基づいて、前記ユーザが前記周辺装置(10)へのアクセスを認可されているかどうかを判定するように構成された手段と、を有することを特徴とする周辺装置(10)。

【請求項42】

前記第1の識別情報を提供するように構成された手段は、前記識別情報を前記周辺装置(10)のディスプレイに表示するか、前記識別情報を印刷するかの少なくとも一方によって前記識別情報をユーザに提供するように構成されていることを特徴とする請求項41記載の周辺装置(10)。

【請求項43】

前記識別情報が乱数を有することを特徴とする請求項41または請求項42に記載の周辺装置(10)。

【請求項44】

前記識別情報は、管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する情報を有することを特徴とする請求項41から請求項43のいずれか1項に記載の周辺装置(10)。

【請求項45】

前記識別情報を生成する手段をさらに有することを特徴とする請求項41から請求項44のいずれか1項に記載の周辺装置(10)。

10

20

30

40

50

**【請求項 4 6】**

前記周辺装置(10)は前記識別情報をバーコードまたはQRコードの形式で提供するように構成されていることを特徴とする請求項 4 5 記載の周辺装置(10)。

**【請求項 4 7】**

プリンタ、ファクシミリ、またはスキャナの少なくとも1つとして機能する周辺機器を有することを特徴とする請求項 2 3、請求項 2 5、請求項 3 9、請求項 4 1 から請求項 4 6 のいずれか 1 項に記載の周辺装置(10)。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

10

本発明は認証方法、認証装置、および認証システムに関する。特に、本発明は周辺装置でユーザを認証するための方法、周辺装置のユーザを認証するための周辺装置、および周辺装置のユーザを認証するためのシステムに関する。

**【背景技術】****【0002】**

OAuthは、アプリケーションが、ユーザのクレデンシャル、例えばパスワードを共有することなくユーザに代わって振る舞うことを、ユーザが承認できるようにする認証プロトコルである。従前のクライアント-サーバ認証モデルでは、クライアントは自身のクレデンシャルを用いて、サーバが提供するリソースにアクセスする。OAuthは、リソースオーナーという第3の役割をこのモデルに導入する。OAuthモデルにおいて、クライアント(リソースオーナーではないが、その代理として振る舞う)はリソースオーナーによってコントロールされているが提供はサーバが行うリソースに、アクセスを要求する。

20

**【0003】**

クライアントがリソースにアクセスするためには、クライアントはまずリソースオーナーから承認(permission)を得なければならない。この承認は、トークンおよび共有鍵(matching shared-secret)の形式で記述される。トークンの目的は、リソースオーナーが自身のクレデンシャルをクライアントと共有する必要性をなくすることである。リソースオーナークレデンシャルとは異なり、トークンは権限および有効期限を制限して発行が可能であり、また、独立して無効化できる。OAuthに関する他の情報については、<http://oauth.net/>を参照されたい。

30

**【0004】**

ソーシャルネットワーキングサービスは、興味および/または行動を共有する人々のソーシャルネットワークやソーシャルリレーションの構築および反映にフォーカスしたオンラインサービス、プラットフォーム、あるいはサイトであり、同じ、または似た興味、背景および/または行動を持つ人々がコミュニティを作る。ソーシャルネットワーキングサービスは各ユーザの記述(多くはプロフィール)、ユーザのソーシャルリンク、および様々な付加サービスからなる。ほとんどのソーシャルネットワーキングサービスはウェブベースであり、電子メールやインスタントメッセージングのような、ユーザがインターネット上で相互にやりとりするための手段を提供する。ソーシャルネットワーキングサイトは、ユーザがアイデア、行動、イベント、および興味を個々のネットワーク内で共有することを可能にする。

40

**【0005】**

ソーシャルネットワーキングサービスの主なタイプは、カテゴリブレイス(以前の学年や同級生など)、友人を関連付けるための手段(通常は自己紹介ページを有する)、および信用度に関連する推奨システムを有するものである。人気のある方法はこれらの多くを組み合わせたものであり、フェイスブック(登録商標)、Google+(登録商標)、およびツイッター(登録商標)は世界中で広く使われている。ツイッターは、「ツイート」と呼ばれる140文字までのテキストベースのポストをユーザが送信したり読んだりすることを可能にする、オンラインソーシャルネットワーキングサービスかつマイクロブログサービスである。未登録ユーザはツイートを読むことができ、登録ユーザはウェブサイト

50

インターフェース、SMS、またはモバイル機器用の様々なアプリケーションを通じてツイートをポストすることができる。

【0006】

大規模なMFP設置の際、マイクロソフト（登録商標）社によるディレクトリサービスであるアクティブディレクトリをログオンユーザの制御のためにインストールすることができる。しかし、小規模な設置では、アクティブディレクトリのインストールは高価で不便である。従って、小規模なMFP群の設定に適した、代替的なログオンの仕組みの提供が望まれている。

【発明の概要】

【0007】

本発明の一目的は、周辺装置に専用の認証リソースを必要とせずに、周辺装置でユーザを認証することを可能にする周辺装置および周辺装置の方法の提供にある。換言すれば、本発明の一目的は、周辺装置でユーザを認証するための、簡潔かつ低コストな仕組みを提供することにある。

【0008】

本発明の第1の見地によれば、周辺装置でユーザを認証する方法であって、ログイン要求をユーザから受信する工程と、ソーシャルネットワーキングサービスにユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントの認証要求を送信する工程と、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報をソーシャルネットワーキングサービスから受信する工程と、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定する工程と、判定する工程において、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいてユーザが周辺装置へのアクセスを認可されていると判定された場合、ユーザが周辺装置にアクセスすることを許可する工程と、を周辺装置が実行する方法が提供される。

【0009】

一部の実施形態において、判定する工程は、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報がソーシャルネットワーキングサービス上の周辺装置の記述と関連付けられているかどうかを判定するため、管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続する工程を有する。

【0010】

一部の実施形態において、ソーシャルネットワーキングサービス上の周辺装置の記述は、ソーシャルネットワーキングサービス上のソーシャルネットワーキングサービスのメンバのリストに関連付けられ、および/またはソーシャルネットワーキングサービス上の周辺装置の記述はソーシャルネットワーキングサービス上のソーシャルネットワーキングサービスのメンバのリストグループに関連付けられる。

【0011】

一部の実施形態において、ソーシャルネットワーキングサービス上の周辺装置の記述をソーシャルネットワーキングサービスのメンバのリストに関連付ける工程は、ソーシャルネットワーキングサービスのメンバのリストに対し、周辺装置の機能へのアクセスレベルを規定する工程を有し、ソーシャルネットワーキングサービス上の周辺装置の記述をソーシャルネットワーキングサービスのメンバのリストグループに関連付ける工程は、ソーシャルネットワーキングサービスのメンバのリストグループに対し、周辺装置の機能へのアクセスレベルを規定する工程を有する。

【0012】

一部の実施形態において、ソーシャルネットワーキングサービスに要求を送信する工程は、ソーシャルネットワーキングサービスにアクセストークンを要求する工程を有する。一部の実施形態において、判定する工程は、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスユーザ名を取得するためにアクセストークンを用いる工程と、ユーザ名がソーシャルネットワーキングサービス上の周辺装置の記述に関連付けられているかどうかを判定する工程とを有する。一部の実施形態において、方法はさらに、ユーザを特定する情報と関連付

10

20

30

40

50

けてアクセストークンを周辺装置に保存する工程を有する。一部の実施形態において、保存する工程は、アクセストークンをユーザの R F I D に関連付ける工程を有する。好ましくは、保存されたアクセストークンは、繰り返されるログイン要求をユーザに代わって行うためのものである。

【 0 0 1 3 】

一部の実施形態において、ソーシャルネットワーキングサービスにアクセストークンを要求する工程は、OAuthまたはxAuth認証プロセスを用いる工程を有する。

【 0 0 1 4 】

一部の実施形態において、ソーシャルネットワーキングサービスに要求を送信する工程に先行して、周辺装置によって提供される第 1 の情報をモバイル機器が決定する。

10

【 0 0 1 5 】

一部の実施形態において、第 1 の情報は URL であり、周辺装置は URL をユーザに提供し、モバイル機器は、ユーザがモバイル機器に入力した URL によって URL を決定する。一部の実施形態において、モバイル機器が受信した URL はユーザがソーシャルネットワーキングサービスにログインすることを可能にする。一部の実施形態において、モバイル機器が受信した URL はユーザがソーシャルネットワーキングサービスにログインし、周辺装置へのアクセストークンの発行を認可することを可能にする。

【 0 0 1 6 】

別の実施形態において、周辺装置は第 1 の情報を符号化する、装置が読み取り可能なコードを提供し、モバイル機器は周辺装置によって提供される、装置が読み取り可能なコードを読み取って復号することによって第 1 の情報を決定する。

20

【 0 0 1 7 】

一部の実施形態において、ユーザを認証するためにソーシャルネットワーキングサービスに要求を送信する工程の後に、モバイル機器は、ソーシャルネットワーキングサービスによって提供される第 2 の情報を決定する。一部の実施形態において、第 2 の情報はコードであり、方法は、周辺装置が周辺装置のユーザインタフェースを通じてユーザからコードを受信する工程を有する。一部の実施形態において、コードは番号である。

【 0 0 1 8 】

別の実施形態において、装置が読み取り可能なコードは、識別情報を符号化している、バーコードや装置が読み取り可能な他のコードであり、モバイル機器は周辺装置が提供するバーコードまたは装置が読み取り可能な他のコードを読み取って復号することによって識別情報を決定するように構成される。

30

【 0 0 1 9 】

本発明の別の見地によれば、周辺装置であって、ログイン要求をユーザから受信し、ソーシャルネットワーキングサービスにユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントの認証要求を送信し、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報をソーシャルネットワーキングサービスから受信し、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定し、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、周辺装置が、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されていると判定した場合、ユーザが周辺装置にアクセスすることを許可する、ように構成された周辺装置が提供される。

40

【 0 0 2 0 】

一部の実施形態において、周辺装置は、プリンタ、ファクシミリ、またはスキャナの少なくとも 1 つとして機能する周辺機器からなる。

【 0 0 2 1 】

本発明のさらに別の見地によれば、周辺装置でユーザを認証するための機能を有するモバイル機器であって、機能は、識別情報を決定するために装置が読み取り可能なコードを読み取って復号するための手段と、周辺装置へのアクセストークンの発行を認可するためにユーザがソーシャルネットワーキングサービスにログインできるよう、決定された識別

50

情報を用いる手段とを含む、モバイル機器が提供される。

【0022】

一部の実施形態において、モバイル機器は携帯電話機、PDA、デジタルカメラ、ラップトップコンピュータ、または他のモバイル機器である。

【0023】

本発明の別の見地によれば、周辺装置のユーザを認証するためのシステムであって、ログイン要求をユーザから受信し、ソーシャルネットワーキングサービスにユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントの認証要求を送信するように構成された周辺装置と、要求を受信し、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報を周辺機器に送信するように構成されたソーシャルネットワーキングサービスとを有し、周辺装置は、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報をソーシャルネットワーキングサービスから受信し、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを判定し、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、周辺装置が、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されていると判定した場合、ユーザが周辺装置にアクセスすることを許可する、ように構成されるシステムが提供される。

10

【0024】

本発明の別の見地によれば、周辺装置でユーザを認証する方法であって、モバイル機器が第1の識別情報を決定し、ソーシャルネットワーキングサービスを通じて周辺装置に、決定された第1の識別情報とユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の情報とを有するアクセス要求を送信する工程と、周辺装置がソーシャルネットワーキングサービスを通じてアクセス要求を受信し、ユーザが周辺装置にアクセスすることを認可するかどうかをアクセス要求情報に基づいて判定する工程と、周辺装置がアクセス要求情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されていると判定した場合に、周辺装置がユーザに周辺装置へのアクセスを許可する工程と、を有する方法が提供される。

20

【0025】

一部の実施形態において、周辺装置による判定工程に先立って、周辺装置は管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続し、ソーシャルネットワーキングサービス上の周辺機器の記述と関連付けて第1の識別情報を登録し、周辺機器による判定工程が、管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続する工程と、アクセス要求にアクセスする工程と、アクセス要求内の情報が周辺装置の登録された詳細と対応するかどうかを判定する工程と、を有する。

30

【0026】

一部の実施形態において、アクセス要求は、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントから管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントに送信される直接(プライベート)メッセージである。

【0027】

一部の実施形態において、周辺装置はユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の情報に基づいて、周辺装置へのアクセスレベルを決定する。

40

【0028】

一部の実施形態において、第1の識別情報はコードを含み、周辺装置はコードをユーザに提供し、モバイル機器はユーザによってモバイル機器へ入力されたコードによって第1の識別情報を決定する。

【0029】

別の実施形態において、周辺機器は第1の識別情報を符号化した、装置が読み取り可能なコードを提供し、モバイル機器は周辺機器によって提供される装置が読み取り可能なコードを読み取って復号することによって第1の識別情報を決定する。

【0030】

一部の実施形態において、第1の識別情報は乱数を有する。

50

## 【0031】

一部の実施形態において、第1の識別情報は管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する情報（例えばユーザ名）を有する。

## 【0032】

一部の実施形態において、周辺装置は第1の識別情報を生成するように構成される。

## 【0033】

一部の実施形態において、第1の識別情報は周辺装置の位置から導出することができ、モバイル機器は周辺装置の位置を検出することによって第1の識別情報を決定する。好ましくは、周辺装置の位置はモバイル機器の位置検出手段を用いて測定される。一部の実施形態において、位置検出手段は地球測位センサである。好ましくは第1の識別情報は周辺装置の位置座標の所定桁数である。

10

## 【0034】

本発明の別の見地によれば、周辺装置でユーザを認証するシステムであって、第1の識別情報を決定し、ソーシャルネットワーキングサービスを通じて周辺装置に、決定された第1の識別情報とユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の情報とを有するアクセス要求を送信するように構成されたモバイル機器と、ソーシャルネットワーキングサービスを通じてアクセス要求を受信し、ユーザが周辺装置にアクセスすることを認可するかどうかをアクセス要求情報に基づいて判定するように構成された周辺装置とを有し、周辺装置は、アクセス要求情報に基づいて、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されると判定した場合に、ユーザに周辺装置へのアクセスを許可するように構成されるシステムが提供される。

20

## 【0035】

本発明の別の見地によれば、周辺装置でユーザを認証するための機能を有するモバイル機器であって、機能は、第1の識別情報を決定するために装置が読み取り可能なコードを読み取って復号するための手段と、ソーシャルネットワーキングサービスを通じて周辺装置に、決定された第1の識別情報とユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する第2の情報とを有するアクセス要求を送信する手段とを含む、モバイル機器が提供される。

## 【0036】

本発明の別の見地によれば、周辺装置であって、ユーザに第1の識別情報を装置が読み取り可能なコード手段の形式で提供するように構成された手段と、ソーシャルネットワーキングサービスアカウントにアクセスし、ユーザが周辺装置へのアクセスを認可されているかどうかを第1の識別情報に基づいて判定するように構成された手段とを有する周辺装置が提供される。

30

## 【0037】

一部の実施形態において、第1の識別情報を提供するように構成された手段は、識別情報を周辺装置のディスプレイに表示するか、識別情報を印刷するかの少なくとも一方によって識別情報をユーザに提供するように構成される。

## 【0038】

一部の実施形態において、識別情報は乱数を有する。

40

## 【0039】

一部の実施形態において、識別情報は管理者のソーシャルネットワーキングサービスアカウントを特定する情報を有する。

## 【0040】

一部の実施形態において、周辺装置は識別情報を生成する手段を有する。

## 【0041】

一部の実施形態において、周辺装置は識別情報をバーコードまたはQRコード（登録商標）の形式で提供するように構成される。

## 【0042】

本発明の別の見地によれば、周辺装置が実行する、周辺装置に関する情報を通信する方

50

法であって、周辺装置を表すソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続する工程と、周辺装置に関する情報をソーシャルネットワーキングサービスの1以上のユーザに送信する工程とを有する方法が提供される。

【0043】

一部の実施形態において、周辺装置によって送信される情報は、周辺装置の状態に関する情報、周辺装置の利用に関する情報、周辺装置の位置に関する情報、周辺装置のユーザを特定する情報、周辺装置に関する全体的もしくは個別のユーザ活動に関する情報、周辺装置を用いて行われたユーザ動作に関する情報、ユーザが周辺装置を使用したことに対する費用を詳述する情報、ユーザ動作を処理するために周辺装置が用いた材料を詳述する情報、周辺装置の修理に関する情報の1つ以上に関する情報である。

10

【0044】

本発明の別の見地によれば、周辺装置に関する情報を通信するための周辺装置であって、周辺装置を表すソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続するための手段と、周辺装置に関する情報をソーシャルネットワーキングサービスの1以上のユーザに送信するための手段とを有する周辺装置が提供される。

【0045】

一部の実施形態において、周辺装置は、プリンタ、ファクシミリ、またはスキャナの少なくとも1つとして機能する周辺機器からなる。

【0046】

一部の実施形態において、モバイル機器は携帯電話機、PDA、デジタルカメラ、ラップトップコンピュータ、または他のモバイル機器である。

20

【図面の簡単な説明】

【0047】

【図1】第1の実施形態の構成を示す図

【図2】MFPのハードウェアを示す図

【図3】管理者のツイッターアカウントを示す図

【図4】ツイッター内のMFPリストを示す図

【図5】ツイッター内のMFPリストの生成を示す図

【図6】MFPリストに追加するツイッターユーザの選択を示す図

【図7】図5で生成されたMFPリストへのツイッターユーザの追加を示す図

30

【図8】MFPにおける汎用ログイン手順の工程を示す図

【図9】MFPの表示を示す図

【図10】MFPの別の表示を示す図

【図11】第1の実施形態に係るMFPで実行される工程を示す図

【図12】MFPの別の表示を示す図

【図13】MFPの別の表示を示す図

【図14】第2の実施形態に係るMFPで実行される工程を示す図

【図15】第3の実施形態の構成を示す図

【図16】携帯電話機のハードウェアを示す図

【図17】MFPの別の表示を示す図

40

【図18】携帯電話機の表示を示す図

【図19】第3の実施形態に従って実行される工程を示す図

【図20A】ユーザRFIDをアクセストークンと関連付けて保存するための登録リストを示す図

【図20B】は第4の実施形態に係るMFPで実行される工程を示す図

【図21】第4の実施形態に係るMFPで実行される工程を示す図

【図22】第5の実施形態に係る携帯電話機で実行される工程を示す図

【図23】第5の実施形態に係るMFPで実行される工程を示す図

【図24】第6の実施形態に係るMFPで実行される工程を示す図

【発明を実施するための形態】

50

## 【0048】

以下、単なる例示として、添付図面を参照して本発明の実施形態を説明する。

## 第1の実施形態

図1は第1の実施形態の画像処理システムのアーキテクチャを示している。画像処理システムはMFP(多機能周辺装置)10および認証サーバ12を有している。MFP10は認証サーバ12によって提供されるツイッターAPIにアクセスするために、WiFiネットワーク14のようなローカルエリアネットワークを介してインターネットに接続可能である。

## 【0049】

図2はMFP10のハードウェア構成を示している。MFPはCPU20、ROM21、ハードディスクドライブ22、およびRAM23を有している。これらの部品はコンピュータや他の機器に関して一般的なハードウェア部品であり、通常の機能を実行する。MFP10はさらに、表示部24、操作部25、通信制御部26、画像リーダ27、記録部28、画像メモリ29、画像処理部210、認証部211、カードリーダ212、およびI/O制御部213を有する。表示部24はMFP10に設けられたタッチスクリーンLCDディスプレイであり、ユーザがMFP10の情報を選択したり見たりすることを可能にする。操作部25はユーザが認証クレデンシャル、設定および他の情報をMFP10に入力することを可能にするキーパッドおよび他のボタン群である。通信制御部26は、MFP10がLANを通じてウェブサーバ12と通信することを可能にする。画像リーダ27はドキュメントのスキャンを可能にするスキャナである。図2に示す記録部28は、MFP10の印刷専用部分を示している。記録部28は、画像データを記録媒体に印刷し、記録媒体をユーザによる回収のために出力するように機能する。画像メモリ29は、画像リーダ27によるスキャンや記録部28による印刷の間、画像データを保存するために設けられているメモリである。画像処理部210は、スキャンされたRGBデータのCMYKデータへの変換など、複写動作の間の所定の画像処理のスピードを向上させるためにMFP10に設けられている様々な特定用途向け集積回路(ASIC)を表している。認証処理部211はカードリーダ212から受信したユーザ詳細を認証するために設けられている。カードリーダ212からのデータは、I/O制御部213を通じて認証部211で受信される。認証部は別個のハードウェアとしてではなく、CPU20およびRAM23を用いて稼動するソフトウェアによって実現されてもよい。上述した構成要素はバス214を通じて相互接続されている。

## 【0050】

MFP10はオペレーティングシステムを実行する。この特定の実施形態において、オペレーティングシステムは、キャノン(登録商標)社が販売するMFPで提供されているランタイム環境であるMEAP(多機能組み込みアプリケーションプラットフォーム)アプリケーション(ログインアプリケーション)を実行する。オペレーティングシステムはJAVA(登録商標)アプリケーションの稼動を許し、さらに後述するようにウェブインタフェースを含んでもよい。これらのアプリケーションは周辺機器の動作を制御することが可能であり、情報の表示が可能であり、また操作部25および接触感知式表示部24を通じてユーザからの入力命令を受信することができる。

## 【0051】

画像処理システムの動作について、図3から図7を参照して説明する。以下でより詳細に説明するように、本発明の実施形態では、管理者が、MFP10のような周辺機器へのアクセスを管理するために、サービスプロバイダ(例えばツイッターのような、特定のソーシャルネットワーキングサービス)を用いる。

## 【0052】

## サービスプロバイダでのリスト設定

例えば、管理者は、所定の登録ツイッターユーザによる特定のMFPへのアクセスを制御するためのMFPリストをツイッター内に生成するために管理者ツイッターアカウントを用いる。各MFPはツイッターリストによって表すことができる。例えば、MFP10

10

20

30

40

50

にアクセス可能なユーザは、MFP10を表すツイッターリストに含まれるであろう。あるいは、個々のMFPへのアクセスをより柔軟に制御できるようにするため、管理者は（アクティブディレクトリ(AD)で管理者が行うような）論理グループ、例えばツイッター内に生成することができるグループ内のユーザリストを作成できるかもしれない。上述した制御手法は、グループ（またはツイッターリスト）に対するパーミッションをMFP10で局所的に維持することによって実現されてもよい。すなわち、MFP10（MEAPアプリケーション）は、管理者により、特定のグループをチェックするように構成されてよい。どのグループのチェックが必要かに関する情報は管理者ツイッターアカウントに保存される必要はないが、代わりにMFP10にローカル保存することができる。そしてアクセス管理システム（AMS）は、異なるユーザグループに対し、個々のMFPの個々の機能への異なるアクセス種類/レベルを与えるために用いることができる。例えば、グループ1はコピーとファックスが可能であるが、グループ2はコピーのみ可能とする。

#### 【0053】

管理者はMFP10に関するツイッターリストに対してユーザを追加/除去することにより、MFP10へのユーザアクセスを許可/拒否することができる。

#### 【0054】

管理者（例えばツイッターユーザID@BenTesting2を有する）が管理者ツイッターアカウントにログインすると、図3に示すホームページが表示される。プリンタリストを生成するため、管理者は「リスト」をプロフィールメニュー（最上段左）から選択すると、図4に示すページが表示されるようになる。図4に示すように、1つのプリンタリスト（（公序良俗違反につき、不掲載））が既に作成されている。図5に示すように、新規リストを生成するため、管理者は「リスト生成」をクリックし、プリンタの名称（（公序良俗違反につき、不掲載））と説明（例えば、「向こうの窓際の隅(over in the corner by the window)」）を入力し、「リストを保存」をクリックする。図6および図7に示すように、新規ユーザをツイッターで検索して特定のプリンタリストに追加することもできる。図6は、ユーザアカウント名の隣の「リストに対する追加または削除」を選択することにより、RobertTestingにプリンタへのアクセス権を与えている状態を示している。図7は、ユーザにどのプリンタへのアクセスを許可するかの選択を示している。図7に示す特定の例において、ユーザは（公序良俗違反につき、不掲載）へのアクセスを許可されている。

#### 【0055】

##### 汎用ログイン手順

図8を参照すると、MFP10でユーザはログイン画面を通じて自身のログイン詳細を入力する（図8、S810）。以下でより詳細に説明するように、第1の実施形態では、ユーザが自身のユーザ名およびパスワードを秘密に保ち、それらをMEAPアプリケーションや他のサイトと共有しないようにすることを可能にするため、サービスプロバイダのサーバに直接アクセスするためにウェブブラウザが用いられる。これに対し後述する第2の実施形態では、ユーザはMEAPアプリケーションに自身のクレデンシャルを直接入力し、MEAPアプリケーションがこれらクレデンシャルをサービスプロバイダに渡す。図8のステップS820において、MEAPアプリケーションはサービスプロバイダにアクセストークンを要求する。図8のステップS830において、MEAPアプリケーションはサービスプロバイダからアクセストークンを受信する。図8のステップS840において、（図3から図7に関して上述したように）管理者によってサービスプロバイダ（例えばツイッター）に規定された、MFP10に対するMFPリストがアクセスされ、ユーザのサービスプロバイダID（ツイッターID/ユーザ名）が、ユーザがアクセスを希望するMFP10を表すMFPリストに存在するか否かが判定される（ステップS850）。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在する場合、ユーザはそのMFPへのアクセスを許可される（図8、S860）。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在しない場合、MFP10にエラーメッセージが表示されてよい（図8、S870）。

#### 【0056】

10

20

30

40

50

## 詳細なログイン手順

図9から図11に関し、説明を目的として、ユーザがMFP10へ歩いて行き、MFP10にアクセスしたいという状況を仮定する。ユーザはMFP10の表示部24を見ると、図9に対応する表示が見える。ユーザは、「ツイッターを用いてサインイン」アイコン60を選択するため、表示部24のタッチ画面を用いる。タッチ画面上でアイコン60がタッチされると、ログインアプリケーションであるMEAPアプリケーションは、ログイン画面を表示するために状態を変更する(図11のステップS1101)。

### 【0057】

MEAPアプリケーションは、1つ以上のソーシャルネットワーキングサービス(例えばツイッター)を用いてログインすることができるように構成される。そのようにするため、MEAPアプリケーションはツイッターのOAuth対応APIとともに用いるためのクライアントクレデンシャル群(クライアントIDおよびシークレット)を、事前にツイッターから取得している。

10

### 【0058】

図11のステップS1102で、MEAPアプリケーションはそのユーザに対して保存されているOAuthアクセストークンをMEAPアプリケーションが有しているか否かを判定する。MEAPアプリケーションがアクセストークンを有していれば、MEAPアプリケーションはステップS1104に進む。MEAPアプリケーションがアクセストークンを有していなければ、MEAPアプリケーションはステップS1103に進む。

### 【0059】

図11のステップS1103でMEAPアプリケーションは、未認可要求トークンをツイッターのOAuth認証サービスから取得するために、署名された要求を送信する。この時点で、未認可要求トークンはリソースオーナー固有のものではなく、ユーザのツイッターアカウントにアクセスするためのリソースオーナー認可をユーザから得るためにMEAPアプリケーションによって用いられてよい。

20

### 【0060】

図11のステップS1104において、ツイッターのOAuth認証サービスはMEAP要求に対して未認可要求トークンで応答する。図11のステップS1105において、MEAPアプリケーションが未認可要求トークンを受信すると、MEAPアプリケーションはユーザにログインおよびトークンの認可を促すため、未認可要求トークンを用いてユーザをツイッターのOAuthユーザ認証URL(図10)にリダイレクトする。リダイレクトURLは、未認可要求トークンと、MEAPアプリケーションに認可が与えられたらMEAPアプリケーションにユーザをリダイレクトするようにツイッターに要求するコールバックURLとを特定する。

30

### 【0061】

図11のステップS1106において、MFP10上のブラウザは、ツイッターのOAuthログインページに要求を送信することにより、リダイレクトを管理する。図11のステップS1107において、ユーザは特定のツイッターURL(図10)にリダイレクトされ、そのサイトにサインインするように要求される。OAuthは、まずツイッターがリソースオーナーを認証してから、ユーザ(リソースオーナー)に(例えばアクセス要求ページを通じて)MFPへのアクセス許可を要求することを義務づけている。

40

### 【0062】

ユーザはブラウザURL(図10)を見ることで、自身が今ツイッターのウェブページにいることを確認することができ、自身のツイッターユーザ名とパスワードを図11のステップS1107およびS1108で入力することができる。

### 【0063】

ツイッターサーバに直接アクセスするためにウェブブラウザを用いることにより、ユーザは自身のユーザ名およびパスワードを秘密に保つことができ、それらをMEAPアプリケーションや他のサイトと共有しなくてすむ。ユーザが自身のクレデンシャルをMEAPアプリケーションに入力することは決してない。

50

## 【 0 0 6 4 】

ツイッターへのログイン時またはツイッターに無事にログインした後、ユーザはクライアントであるMEAPアプリケーションにアクセスを許可するように要求される。ツイッターはユーザに、誰がアクセスを要求しているか（この場合はMEAPアプリケーション）と、許可されているアクセスタイプとをユーザに知らせる。図11のステップS1108でユーザはアクセスを許可あるいは拒否することができる。

## 【 0 0 6 5 】

ユーザが要求を認可し、入力されたクレデンシャルが有効であれば、図11のステップS1108で、ツイッターは要求トークン（仮のクレデンシャル）を、ユーザによる、リソースオーナーが認可したものと特定（マーク）する。ユーザがアクセスを許可した場合、ツイッターのOAuth認証サービスは、ステップS1106でMEAPアプリケーションがURLに含めたコールバックURLにユーザをリダイレクトする（図11のステップS1109）。ユーザはアカウントアクセスを拒否することもでき、その場合、OAuth認証サービスはMEAPアプリケーションに戻るためのリンクを有するページを表示するであろう。図11のステップS1110で、ユーザのブラウザはリダイレクトを管理し、コールバックURLに要求を送信する。リダイレクトURLは認可された要求トークンの値を含んでいる。従ってブラウザは、仮のクレデンシャルID（認可済み要求トークン）とともにMEAPアプリケーションにリダイレクトされる。

## 【 0 0 6 6 】

ステップS1111でMEAPアプリケーションは、要求トークンをアクセストークンと交換するため、ツイッターのOAuth認証サービスに、署名された要求を送信する。ステップS1112で、ツイッターのOAuth認証サービスはMEAPアプリケーションからのこの要求に、アクセストークンとともに応答する。要求トークンはユーザ認可を得るために有効であるが、アクセストークンは保護されたリソース、この場合はユーザのツイッターID（例えばツイッターアカウントユーザ名）へのアクセスに用いられる。最初の要求において、MEAPアプリケーションは、署名された要求をツイッターの認証サービスへ提出することにより、要求トークンをアクセストークンと交換する（S1111, S1112）。得られた、特定のユーザに関連づけられたアクセストークンは、将来、MEAPアプリケーションが同じユーザについての認証済み要求を行うために同じアクセストークンを使用できるよう、保存されてもよい（図11のステップS1113）（例えば、第4の実施形態でより詳細に説明するように、ユーザに関するRFIDが、以前取得したアクセストークンと関連づけられてMFP10に保存されてよい）。ステップS1114において、MEAPアプリケーションは要求を認証するためにアクセストークンを用いてAPI要求を提出する。具体的には、2番目（複数の要求であってよい）の署名済み要求において、MEAPアプリケーションはツイッターAPIからユーザのツイッターIDを取得する（図11、ステップS1115）。同時に、（図3から図7に関して上述したように）管理者によってツイッターに規定された、MFP10に対するMFPリストがアクセスされ、ユーザのツイッターIDが、ユーザがアクセスを希望するMFP10を表すMFPリストに存在するか否かが判定される（図11、ステップS1116およびS1117）。MEAPアプリケーションが管理者のユーザ名およびパスワードを保存して入力するので、MFP10は管理者ツイッターアカウントに直接アクセスすることができる。あるいは、管理者のユーザ名/パスワードは保存されなくてもよい。この場合、管理者は、設定時にサブレット（ウェブユーザインタフェース）を介してOAuthを用いてログインする。そして、このアカウントについてのアクセスおよびリフレッシュトークンはローカル保存される。アクセストークンが失効した場合（ツイッター起こる可能性は低い）、再認証のためにリフレッシュトークンを用いることができる。そして、管理者のアクセストークンは管理者のツイッターアカウントにアクセスするために用いられ、次いでツイッターで管理者によってMFPリストが定義される。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在する場合、ユーザはそのMFPへのアクセスを許可される。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在しない場合、MFP10にエラーメッセージが表示されてよい。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 6 7 】

## 第 2 の実施形態

図 3 ~ 図 7 に関して上述した「サービスプロバイダ上でのリスト設定」および図 8 に関して上述した「汎用ログイン手順」の内容は、本実施形態にも適用可能であるため、第 2 の実施形態に関してこれらの内容は省略する。

## 【 0 0 6 8 】

## xAuthベースのログイン

図 9 ~ 図 1 1 に示した構成の代替構成を、図 1 2 ~ 図 1 4 を参照して説明する。OAuth 仕様1.0は、ユーザにクレデンシャルの開示を要求することなく、ウェブサイトまたはアプリケーションが、保護されたウェブリソースにアクセスすることを可能にするプロトコルである。図 1 2 ~ 図 1 4 は、M F P 1 0 上で稼働するM E A Pアプリケーションがウェブブラウザを起動する仕組みを持っていない場合など、ブラウザへのHTTPリダイレクションが利用できないか、好ましくない場合に、ユーザが自身のクレデンシャルを提供することを可能にする技術を示している。この実施形態は、（それが用いるヘッダx\_authによる）xAuthと呼ばれる、OAuthの1バージョンを実施する。OAuthのこのバージョンは、図 9 ~ 図 1 1 に関して説明したようなブラウザへの往復を必要とする従前のOAuth体験とは異なるフローを用いる。

## 【 0 0 6 9 】

OAuthへのxAuth拡張は、クライアント（例えばM E A Pアプリケーション）がブラウザを経由することなくユーザのクレデンシャルを取得してそれらをOAuthアクセストークンと交換することを可能にする。xAuthは（そうでないウェブアプリケーションとは対照的に）信頼できるコンテキストで動作するデスクトップおよびモバイルアプリケーションに適している。

## 【 0 0 7 0 】

xAuthは依然としてOAuthプロトコルの一部である。特定のサービスプロバイダ（例えばツイッター）に署名された要求を送信する必要があることは変わらない。

## 【 0 0 7 1 】

xAuth処理は読みとり専用または読み書きアクセストークンだけを生成するであろう。直接メッセージ読み出しアクセスはxAuthに備わらない。

## 【 0 0 7 2 】

xAuthはデスクトップおよびモバイルアプリケーションがユーザ名およびパスワードをOAuthアクセストークンと交換する方法を提供する。アクセストークンが読み出されると、ユーザに対応するパスワードはモバイル/デスクトップアプリケーションによって破棄される。ユーザ名もまた、モバイル/デスクトップアプリケーションによって破棄されてよい。しかし、図 1 4 のステップ 1 4 0 3 に関して後で詳述するように、ユーザ名はモバイル/デスクトップアプリケーションによって保存されてもよい。

## 【 0 0 7 3 】

xAuthはデスクトップおよびモバイルアプリケーションがトークン要求ならびに認証ステップをスキップし、アクセストークンステップへすぐジャンプすることを可能にする。

## 【 0 0 7 4 】

クライアントはアクセストークンの取得を要求する。

## 【 0 0 7 5 】

図 1 2 から図 1 4 に関し、説明を目的として、ユーザがM F P 1 0 へ歩いて行き、M F P 1 0 にアクセスしたいという状況を想定する。ユーザがM F P 1 0 の表示部 2 4 を見ると、図 1 2 に対応する表示が見える。ユーザは、「ツイッターを用いてサインイン」アイコン 7 0 を選択するため、表示部 2 4 のタッチ画面を用いる。タッチ画面上でアイコン 7 0 がタッチされると、ログインアプリケーションであるM E A Pアプリケーションは、ログイン画面を表示するために状態を変更する（図 1 4 のステップ S 1 4 0 1 ）。M E A Pアプリケーションは、1つ以上のサービスプロバイダ、例えばツイッター、フェイスブック、およびGoogle+のようなソーシャルネットワーキングサービスを用いるログインをサ

10

20

30

40

50

ポートするように構成されている。MEAPアプリケーションはユーザに、図13の操作部25を用いて自身の認証クレデンシャルをMEAPアプリケーションに入力するように促す(図14、ステップS1402)。本実施形態において、ユーザが自身のユーザ名をMEAPアプリケーションに入力する(図13)ので、MEAPアプリケーションは、その特定のユーザに対して、入力されたユーザ名をアクセストークンと関連づけて既に保存しているかもしれない。図14のステップS1403で、MEAPアプリケーションは、その特定のユーザについてアクセストークンが既に保存されているかどうかをチェックする。アクセストークンが既に保存されていれば、図14のフローはステップS1407にスキップする。アクセストークンが保存されていなければ、図14のフローはステップS1404に進む。図14のステップS1404において、ブラウザを持たないMEAPアプリケーションにアクセストークンを要求するため、MEAPアプリケーションは、MEAPアプリケーションのコンシューマキーを用いて、サービスプロバイダのアクセストークンURL(例えばツイッターアクセストークンURL [https://api.twitter.com/oauth/access\\_token](https://api.twitter.com/oauth/access_token))へのSSL(HTTPS)要求を行う。従前のoauth\_\*シグナリングパラメータに加え、以下のポストパラメータを提示しなければならない。

x\_auth\_username: クライアントが代わりにトークンを取得しているユーザのログインクレデンシャル

x\_auth\_password: クライアントが代わりにトークンを取得しているユーザのパスワードクレデンシャル

x\_auth\_mode: この値は"client\_auth"でなければならない(ここで説明する処理を参照)

【0076】

応答

アクセストークンを許可するために、サービスプロバイダ(例えばツイッターのようなソーシャルネットワークプロバイダ)は、以下の点をチェックする。

- ・要求の署名がOAuth仕様で規定されているように正しく検証されていること
- ・供給されたタイムスタンプとノンスを有する要求がこれまで受信されていないこと
- ・供給されたユーザ名およびパスワードがユーザのクレデンシャルと合致すること

もしこれらが確認できれば、サービスプロバイダ(例えばツイッターAPI)はアクセストークンおよびトークンシークレットを生成し、それらをHTTP応答本文で戻す(図14、ステップS1405)。応答は以下のパラメータを含んでいる。

・oauth\_token: アクセストークン

・oauth\_token\_secret: トークンシークレット

・x\_auth\_expires: アクセストークンが失効する、1970-01-01T00:00からの秒単位のタイムスタンプ、失効が指定されていない場合には0となる

・他のパラメータ: サービスプロバイダが規定した他の追加パラメータ

【0077】

保護されたリソースへのアクセス

アクセストークンおよびトークンシークレットを無事に受信した後、MEAPアプリケーションは、OAuth仕様の第7章のように、保護されたリソースにユーザに代わってアクセスすることができる。換言すれば、ここで取得されるアクセストークンは、OAuth仕様で定義されたアクセストークンと同一である。得られた、特定のユーザに関連付けられたアクセストークンは、その特定のユーザが次にMEP10にアクセスする際に図14のフローをステップS1403からステップS1407にスキップできるよう、MEAPアプリケーションによって保存されてもよい(図14、ステップS1406)。上述のプロセスを用いて認証されると、MEAPアプリケーションは、そのユーザの保護リソース(ユーザのツイッターID)に対するその後の全ての要求に、返されたトークンシークレットを用いて署名する(図14のステップS1407およびS1408)。これはOAuthを用いる場合にも当てはまる。特に、MEAPアプリケーションは、取得されたアクセストークンを、サービスプロバイダAPI(例えばツイッターAPI)にユーザのツイッターI

10

20

30

40

50

D (ユーザ名) の提供を要求するために用いる。M E A PアプリケーションがユーザのツイッターIDを取得すると(図14、ステップS1408)、バックグラウンドで、(図3から図7を参照して上述したように)管理者によってツイッターに規定された、M F P 10に対するM F Pリストがアクセスされ、ユーザのツイッターIDが、ユーザがアクセスを希望するM F P 10を表すM F Pリストに存在するか否かが判定される(図14、ステップS1409およびS1410)。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在する場合、ユーザはM F P 10へのアクセスを許可される。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在しない場合、M F P 10にエラーメッセージが表示されてよい。

#### 【0078】

##### 第3の実施形態

図15は第3の実施形態の画像処理システムのアーキテクチャを示している。画像処理システムは第1および第2の実施形態のM P F (多機能周辺機器) 10および認証サーバ12と、携帯電話機11のようなモバイル機器を有している。M P F 10、携帯電話機11、および認証サーバ12はW i F iネットワーク14およびインターネットのようなネットワークを通じて互いに通信可能である。

#### 【0079】

図16は携帯電話機11のハードウェア構成を示している。携帯電話機11はデジタル信号処理部31に接続された制御部30を有する。制御部30は表示部32、操作部33、カメラ部34、外部I / F 35、無線通信部36、および電源部37の動作を制御する。表示部32は携帯電話機11のユーザに情報を表示するためのLCDディスプレイを有している。操作部33はユーザが携帯電話機11に入力することを可能にするキーボードおよび他の操作ボタンを有している。カメラ部34は携帯電話機11に組み込まれたカメラであり、ユーザが写真を撮ったり視覚的な情報を収集することを可能にする。外部I / F 35は携帯電話機11が他の機器と通信することを可能にするポートを携帯電話機11に提供する。特に外部I / F 35は携帯電話機11が携帯電話機11に保存されているデータ(詳細な連絡先やカレンダーに入力されたデータなど)をコンピュータに保存されているデータと同期するためにコンピュータと接続することを可能にする。無線通信部36は様々な無線サービスに関するサポートを提供する。特に無線通信部36は、W i - F i接続に関するサポートを提供する。無線通信部36はアンテナ38に接続されている。電源部37は電池と、外部電源から電池を充電するための機構を含んでいる。

#### 【0080】

デジタル信号処理部31は音声入力部39、音声出力部40、およびR F入力/出力部41に接続されている。音声入力部39はマイク42からの音声信号を受信し、変換するアナログデジタルプロセッサである。音声出力部40はデジタル信号を受信し、スピーカ43で出力するアナログ出力に変換するデジタルアナログプロセッサである。R F入力/出力部41はアンテナ44に接続され、携帯電話機11がローカル携帯電話局と通信することを可能にする。音声入力部39、音声出力部40、デジタル信号処理部31およびR F入力/出力部41は、携帯電話機11がポータブルな電話機として動作することを可能にする。

#### 【0081】

携帯電話機11はいわゆる「スマートフォン」であり、Google(登録商標)Android(登録商標)オペレーティングシステムが動作している。他の実施形態では、異なる携帯電話機用のオペレーティングシステムが動作するものを含む、他のタイプの電話機を用いることができる。

#### 【0082】

図3~図7に関して上述した「サービスプロバイダ上でのリスト設定」および図8に関して上述した「汎用ログイン手順」の内容は、本実施形態にも適用可能であるため、第3の実施形態に関してこれらの内容は省略する。なお、図8に関し、第3の実施形態では、受信するログイン詳細がP I Nコードであることに留意されたい。

#### 【0083】

10

20

30

40

50

### 携帯電話機を用いたアクセス

図9～図11および図12～図14に示した構成の代替構成を、図17～図19を参照して説明する。図17～図19は、MFP10上で稼働するMEAPアプリケーションがウェブブラウザを起動する仕組みを持っていない場合に、ユーザが自身のクレデンシャルをOAuthの仕組みを用いて提供することを可能にする技術を示している。

#### 【0084】

説明を目的として、携帯電話機11を手を持っているユーザがMFP10まで歩いて行き、MFP10を用いてスキャンまたはプリントを行いたいシナリオを想定する。ユーザはMFP10の表示部24を見ると、図17に対応する表示が見える。ユーザは、「ツイッターを用いてサインイン」アイコン50を選択するため、表示部24のタッチ画面を用いる。タッチ画面上でアイコンがタッチされると、ログインアプリケーションであるMEAPアプリケーションは、ログイン画面を表示するために状態を変更する(図19のステップS1901)。

10

#### 【0085】

MEAPアプリケーションは、1つ以上のソーシャルネットワーキングサービス(例えばツイッター)を用いてログインすることができるように構成される。そのようにするため、MEAPアプリケーションはツイッターのOAuth対応APIとともに用いるためのクライアントクレデンシャル群(クライアントIDおよびシークレット)を、事前にツイッターから取得している。

20

#### 【0086】

MEAPアプリケーションは、ツイッターのOAuth認証サービスから要求トークンを取得するため、要求パラメータの1つとしてoauth\_callback=oobを含んだ署名済み要求を送信して仮クレデンシャル群をツイッターに要求する。この時点で、仮クレデンシャルはリソースオーナー固有のものではなく、ユーザのツイッターアカウントにアクセスするためのリソースオーナー認可をユーザから得るためにMEAPアプリケーションによって用いられてよい。

#### 【0087】

図19のステップS1903でMEAPアプリケーションが仮クレデンシャル(要求トークン)を受信すると、MEAPアプリケーションは、(要求トークンに対応する)oauth\_tokenパラメータを含んだ、ツイッターのOAuthユーザ認証URLへのリンクを生成する。そして図19のステップS1904で、MEAPアプリケーションは、生成したツイッターのOAuthユーザ認証URLへのリンクを、装置が読み取り可能なコードまたはバーコード(例えばQRコード)に埋め込み、そのバーコードをMFP10の表示部24に表示する。

30

#### 【0088】

携帯電話機11を持っているユーザは次に、携帯電話機上の適切なアプリケーションを用いて、MFP10に表示されている装置が読み取り可能なコードをスキャンする(図19、ステップS1905)と、携帯電話機11のウェブブラウザをツイッターがOAuthユーザ認証URLにリダイレクトされ(図19、ステップS1906およびS1907)、ユーザはツイッターにログインするように要求される(図18および、図19のステップS1908およびS1909)。上述の通り、OAuthは、まずリソースオーナー(ユーザ)を認証してから、ユーザにクライアント(例えばMEAPアプリケーション)へのアクセス許可を要求することをサーバに義務づけている。

40

#### 【0089】

ユーザはブラウザURL(図18)を見ることで、自身が今ツイッターのウェブページにいることを確認することができ、自身のツイッターユーザ名とパスワードを図18および、図19のステップS1909で入力する。

#### 【0090】

OAuthはユーザが自身のユーザ名およびパスワードを秘密に保ち、それらをMEAPアプリケーションや他のサイトと共有しなくてすむようにできる。ユーザが自身のクレデン

50

シャルを M E A P アプリケーションに入力することは決していない。

【 0 0 9 1 】

ツイッターへのログイン時またはツイッターに無事にログインした後、ユーザはクライアントである M E A P アプリケーションにアクセスを許可するように要求される。ツイッターはユーザに、誰がアクセスを要求しているか（この場合は M E A P アプリケーション）と、許可されているアクセスタイプとをユーザに知らせる。図 1 9 のステップ S 1 9 0 9 でユーザは、アクセスを許可あるいは拒否することができる。

【 0 0 9 2 】

ユーザが要求を認可し、入力されたクレデンシャルが有効であれば、ツイッターは仮クレデンシャルを、ユーザによる、リソースオーナーが認可したものと特定（マーク）する。そして、携帯電話機 1 1 上のブラウザは oauth\_verifier（例えば P I N コード）を表示するページにリダイレクトされる（図 1 9、S 1 9 1 0）。

【 0 0 9 3 】

図 1 9 のステップ S 1 9 1 1 でユーザは、M F P 1 0 の操作部を用い、M E A P アプリケーションの画面に P I N コードを入力する。M E A P アプリケーションは入力された P I N コードを収集ならびに保存してもよい（図 1 9、S 1 9 1 2）。

【 0 0 9 4 】

ユーザが待機している間、バックグラウンドで、M E A P アプリケーションが、ユーザが oauth\_verifier の値として入力した P I N コードを含んだ認証済み要求トークンを用い、それをアクセストークンと交換している（図 1 9、ステップ S 1 9 1 3 および S 1 9 1 4）。要求トークンはユーザ認可を得るためだけに有効であるが、アクセストークンは保護されたリソース、この場合はユーザのツイッター I D へのアクセスに用いられる。最初の要求において、M E A P アプリケーションは、署名された要求をツイッターの認証サービスへ提出することにより、要求トークンをアクセストークンと交換する（図 1 9 の S 1 9 1 3、S 1 9 1 4）。得られた、特定のユーザに関連づけられたアクセストークンは、将来、M E A P アプリケーションが同じユーザについての認証済み要求を行うために同じアクセストークンを使用できるよう、保存されてもよい（図 1 9 のステップ S 1 9 1 5）。2 番目（複数の要求であってよい）の要求において、M E A P アプリケーションはユーザのツイッター I D を取得する（図 1 9、ステップ S 1 9 1 6 および S 1 9 1 7）。同時に、（図 3 から図 7 に関して上述したように）管理者によってツイッターに規定された、M F P 1 0 に対する M F P リストがアクセスされ、ユーザのツイッター I D が、ユーザがアクセスを希望する M F P 1 0 を表す M F P リストに存在するか否かが判定される（図 1 9、ステップ S 1 9 1 8 および S 1 9 1 9）。ユーザのツイッター I D がリスト上に存在する場合、ユーザは M F P 1 0 へのアクセスを許可される。ユーザのツイッター I D がリスト上に存在しない場合、M F P 1 0 にエラーメッセージが表示されてよい。

【 0 0 9 5 】

oauth\_callback は図 9 ~ 図 1 1 に関してはオプションパラメータであり、M E A P アプリケーションがユーザのツイッター I D へのアクセスを許可された後、ユーザがリダイレクトされる U R L を指定するものである。図 1 7 ~ 図 1 9 に関し、oauth\_callback は oauth\_callback=oob に設定され、これによって M F P 1 0 に P I N コードが表示されるようになる。しかし、oauth\_callback パラメータを設定しないことにより、P I N コードの表示ステップ（図 1 9 のステップ S 1 9 1 0）をスキップすることも可能である。従って、ユーザがログインプロセスを成功裏に完了（図 1 9 のステップ S 1 9 0 9）した後、フローは、要求トークンがアクセストークンと交換されるステップ S 1 9 1 3 に直接スキップしてもよい。

【 0 0 9 6 】

第 4 の実施形態

図 3 ~ 図 7 に関して上述した「サービスプロバイダ上でのリスト設定」および図 8 に関して上述した「汎用ログイン手順」の内容は、本実施形態にも適用可能であるため、第 4 の実施形態に関してこれらの内容は省略する。

10

20

30

40

50

## 【0097】

図20Aおよび図20Bに関し、説明を目的として、ユーザがMFP10へ歩いて行き、MFP10にアクセスしたいという状況を想定する。本実施形態において、ユーザはMFP10にアクセスするために、(例えば携帯電話機11に取り付けられている)RFIDカードまたはRFIDタグを用いる。ユーザが自身のRFIDカードまたはRFIDタグをカードリーダー212に接触させると、ログインアプリケーションであるMEAPアプリケーションは、MFP10にログイン画面を表示するために状態を変更する。MEAPアプリケーションはMFP10に以前アクセスしたユーザの登録リストを維持しており、受信したRFID IDに基づいて、その特定のユーザに対するアクセストークンが既に保存されているかどうかを判定する(図20A参照)。

10

## 【0098】

図20BのステップS2001において、MEAPアプリケーションはカードリーダー212からRFIDを受信する。図20BのステップS2002において、MEAPアプリケーションは受信したRFIDに対応するアクセストークンがMEAPアプリケーションによって維持されている登録リストに存在するかどうか判断する。

## 【0099】

受信したRFIDに関するアクセストークンが存在する場合、図20BのフローはステップS2003に進む。ステップS2003で、(図3から図7に関して上述したように)管理者によってツイッターに規定された、MFP10に対するMFPリストがアクセスされ、ユーザのツイッターIDが、ユーザがアクセスを希望するMFP10を表すMFPリストに存在するか否かが判定される。

20

## 【0100】

ユーザのツイッターIDがリスト上に存在する場合、ユーザはそのMFPへのアクセスを許可される(図20B、ステップS2004)。ユーザのツイッターIDがリスト上に存在しない場合、MFP10にエラーメッセージが表示されてよい(ステップS2005)。ステップS2003、S2004、S2005は図11のステップS1114~S1117、図14のステップS1407~S1410、および図19のステップS1916~S1919に対応する。

## 【0101】

図20BのステップS2002において、受信したRFIDに対するアクセストークンが存在しないと判定された場合、図20BのフローはステップS2006に進む。ステップS2006において、図8、11、14および19で上述したフローチャートのいずれかを実行することにより、アクセストークンを取得することができる。MEAPアプリケーションによってアクセストークンが受信されると、MEAPアプリケーションは特定のユーザのRFIDと、対応するアクセストークンとを登録リストに保存する(図20A)。

30

## 【0102】

## 第5の実施形態

第3の実施形態で説明した、画像処理装置のアーキテクチャ(図15)および、携帯電話機のハードウェア構成(図16)は、本実施形態にも適用可能であるため、本実施形態においてこれら図面の説明は省略する。図3~図7に関して上述した「サービスプロバイダ上でのリスト設定」の内容は、本実施形態にも適用可能であるため、本実施形態に関してこれら内容は省略する。第5の実施形態において、「携帯電話機を用いたアクセス」は以下の様に実施される。

40

## 【0103】

説明を目的として、携帯電話機11を手を持っているユーザがMFP10まで歩いて行き、MFP10を用いてスキャンまたはプリントを行いたいシナリオを想定する。ユーザがMFP10の表示部24を見ると、図17に対応する表示が見える。ユーザは、「ツイッターを用いてサインイン」アイコン50を選択するため、表示部24のタッチ画面を用いる。タッチ画面上でアイコンがタッチされると、ログインアプリケーションであるME

50

APアプリケーションは、ログイン画面を表示するために状態を変更する（図21のステップS2101）。

#### 【0104】

MEAPアプリケーションは、1つ以上のソーシャルネットワーキングサービス（例えばツイッター）を用いてログインすることができるように構成される。そのようにするため、管理者は事前に、MFP10についてのソーシャルネットワーキングサービスアカウント（例えばツイッターアカウント）を作成しておく。MFP10で稼動するMEAPアプリケーションは、乱数または疑似乱数生成器を用いて乱数を生成するように構成される（図21のステップS2102）。MEAPアプリケーションはMFPのツイッターアカウントに接続（図21のステップS2103）し、乱数を、ソーシャルネットワーキングサービスの1以上のユーザに関連付けて登録する（図21のステップS2104）。例えば、乱数は、図3～図7に関して上述したユーザのリストに関連付けられて（リンクされて）よい。MEAPアプリケーションは乱数およびMFPのツイッターアカウントを特定する情報（ユーザ名）を、装置が読み取り可能なコードまたはバーコード（例えばQRコード）に埋め込み（図21、ステップS2105）、その、装置が読み取り可能なコードを、MFP10の表示部24に表示する（図21、ステップS2106）ように構成されている。

10

#### 【0105】

携帯電話機11を持っているユーザは次に、周辺装置でユーザを認証するためのアプリケーションを携帯電話機11で起動する（図22のステップS2201）。携帯電話機11上のアプリケーションは、MFP10に表示されている、装置が読み取り可能なコードまたはバーコードをスキャンする（図22、ステップS2202）ために用いられ、そのアプリケーションはユーザを自身のツイッターアカウントに自動ログインさせる（図22、ステップS2203）ように構成されている。そしてそのアプリケーションは、周辺装置に表示された識別コードと、ユーザのソーシャルネットワーキングアカウントを特定する情報とを有するメッセージを生成する（図22、ステップS2204）ように構成される。そしてアプリケーションは、MEAPアプリケーションがMFPのツイッターアカウントを用いて見ることのできる直接メッセージまたはツイートを送信する（図22、ステップS2205）。このメッセージはMFPのツイッターアカウント（インボックス）に直接（ダイレクトメッセージ、すなわちプライベートに）送信されてもよいし、ツイッターの複数のユーザがアクセス可能な場所にポストされてもよい。例えば、ツイートはそのユーザのフォロワーに送信（ポスト）されてよい。もちろん、ツイッターへのログインステップ、メッセージの生成ステップ、およびメッセージの送信ステップは、ユーザが手動で実行してもよい。MFP10で稼動するMEAPアプリケーションは、MFPのツイッターアカウントにログインしてメッセージをツイッターから読み出す（図23、ステップS2301）ように構成されている。MEAPアプリケーションは、メッセージに含まれる詳細が、MFPのソーシャルネットワーキングアカウントに登録されている（図21のステップS2104を参照）詳細に対応するかどうかを判定する（図23のステップS2302）ように構成されている。例えば、MEAPアプリケーションは、メッセージに含まれるユーザIDと乱数が、MFPのツイッターアカウントに登録されている数字およびユーザIDと対応するかどうかを判定する。詳細が対応する場合、MFP10はユーザにアクセスを許可する（図23のステップS2303）。MEAPアプリケーションは、ユーザのソーシャルネットワーキングサービスアカウント情報に基づいて、ユーザによって異なるアクセスレベルを許可することができる。例えば、ユーザ名1にはコピーとスキャンの許可を割り当てることができ、ユーザ名2にはコピーの許可のみを割り当てることができる。メッセージ内の詳細がツイッターアカウントに登録されている詳細と対応しない場合に、MFP10がユーザにアクセスを許可しないことは言うまでもない（図23、ステップS2304）。

20

30

40

#### 【0106】

代替実施形態において、識別情報はMFP10のGPS座標に基づいて生成される。M

50

F P 1 0 は、M F P の G P S 座標を、第 1 の識別情報の一部としてソーシャルネットワーキングサービス（例えばツイッター）に所定数登録する。ユーザが M F P 1 0 にアクセスを希望する場合、ユーザは携帯電話機 1 1 を M F P 1 0 の上に置き、携帯電話機 1 1 上で予め定められたアプリケーションを開く。この、予め定められたアプリケーションは携帯電話機 1 1 の G P S 部にアクセスし、携帯電話機の位置を特定する G P S 座標を特定する（あるいは、携帯電話機は M F P のディスプレイから G P S 座標を読み取ってもよい）。携帯電話機 1 1 上のアプリケーションは、所定数の G P S 座標を選択し、M F P 1 0 に送信されるメッセージでこれらの座標を識別情報として用いる。（携帯電話機 1 1 が M F P 1 0 の上に置かれているため）携帯電話機 1 1 および M F P 1 0 は同じ場所にある。そのため M F P 1 0 について登録されている第 1 の識別情報は携帯電話機 1 1 が生成した識別情報と合致し、ユーザのツイッター I D（これは携帯電話機 1 1 から M F P 1 0 に送信されるメッセージにも含まれている）がツイッター上で M F P 1 0 について登録されている G P S 座標に関連付けられていれば、ユーザは M F P 1 0 へのアクセスを許可される。

10

#### 【 0 1 0 7 】

##### 第 6 の実施形態

本実施形態では、管理者が M F P 1 0 についてのソーシャルネットワーキングサービスアカウント（例えばツイッター）を設定する。M F P 1 0 で稼動する M E A P アプリケーションは、M F P のソーシャルネットワーキングサービスアカウントに接続（図 2 4、ステップ S 2 4 0 1）し、M F P 1 0 の動作に関する情報をソーシャルネットワーキングサービスのユーザに送信するように構成されている（図 2 4、ステップ S 2 4 0 2）。例えば、M F P 1 0 はツイッターアカウントを有している。興味のあるユーザ（一般には管理者ユーザであろう）は、M F P 1 0 を「フォロー」するであろう。そして、M F P 1 0 は、自身の状態に関する情報（例えば媒体切れ、紙詰まりおよび他のエラー）や、利用に関する情報（例えば M F P 1 0 のユーザを特定する情報、ユーザに対する M F P 1 0 の使用料明細、周辺装置の位置に関する情報、周辺装置の全体または個別ユーザアクティビティに関する情報、ユーザ動作を処理巢ツタ目に周辺装置が用いている素材（例えば紙のタイプ）に関する情報、およびサービス情報（例えばサービス要求））をツイートするように構成されてよい。

20

#### 【 0 1 0 8 】

##### 第 7 の実施形態

本実施形態は第 6 の実施形態を変形したものである。本実施形態において、M F P 1 0 は、ソーシャルネットワーキングサービスのフォローユーザに、ユーザのアクティビティに関する情報を送信するために自身のソーシャルネットワーキングサービスアカウントを用いるように構成されている。例えば、M F P 1 0 がツイッターアカウントを有するものとした場合、M E A P アプリケーションは、恐らくは販売促進情報をブロードキャストするマーケティングツールとして、ユーザのアクティビティに関するツイートを行うように構成されてよい。例えば、「@JoeBloggsがすばらしく美しいCanonカラーで 1 5 ページコピーしました！Canonを選ぼう！」といった具合である。この場合、M F P 1 0 内の M E A P アプリケーションは、ユーザのツイッターアカウントを用いてツイートするであろう。そのため、ユーザはこれを可能にするためにアクセスを許可する必要があるだろう。これは以前説明した OAuth/xAuth ログインプロセスの間に起こりうる。あるいは、M F P 1 0 は自身のアカウントを用いてツイートし、そのツイート内でユーザのツイッターアカウントを記述する。

30

40

#### 【 0 1 0 9 】

本発明の実施形態を説明してきた。本発明のさらなる実施形態は、上述した実施形態の 1 つ以上の機能を実行するために、記憶装置に記録されたプログラムを読み出して実行するシステムや、上述した実施形態の 1 つ以上の機能を実行するために、例えば記憶装置に記録されたプログラムを読み出して実行することによってステップが実行される方法によっても実現することができる。この目的のため、1 つ以上のプログラムが、ネットワークを通じて、あるいは記憶装置として機能する様々なタイプの記録媒体（例えばコンピュー

50

タ読み取り可能な媒体)から、周辺装置、モバイル機器および画像処理システムに提供されてよい。

【 図 1 】

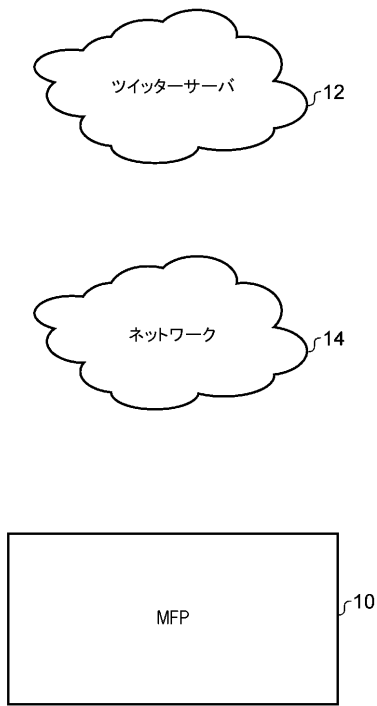


FIG. 1

【 図 2 】

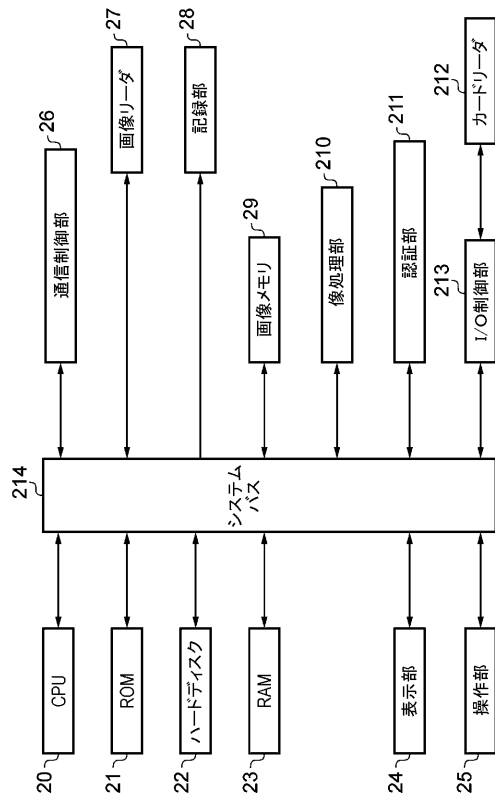


FIG. 2

【 図 3 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【 図 4 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【 図 5 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【 図 6 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【 図 7 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

【 図 8 】

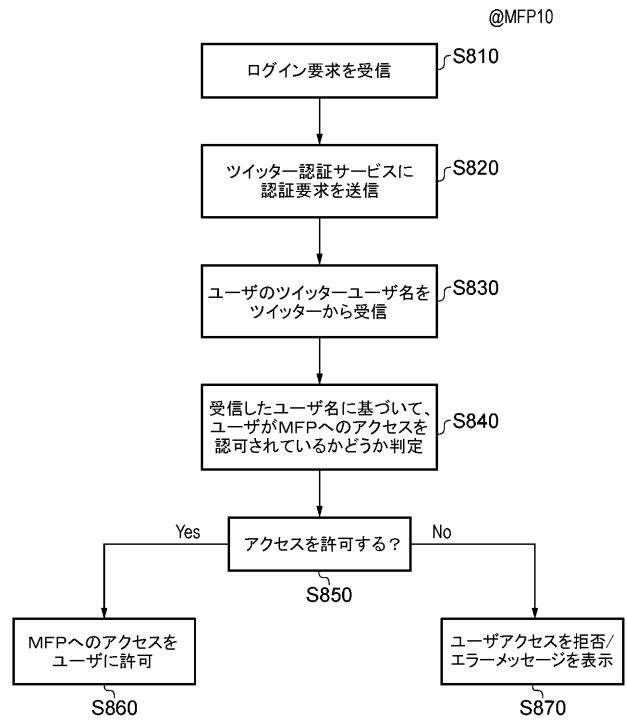


FIG. 8

【 図 9 】

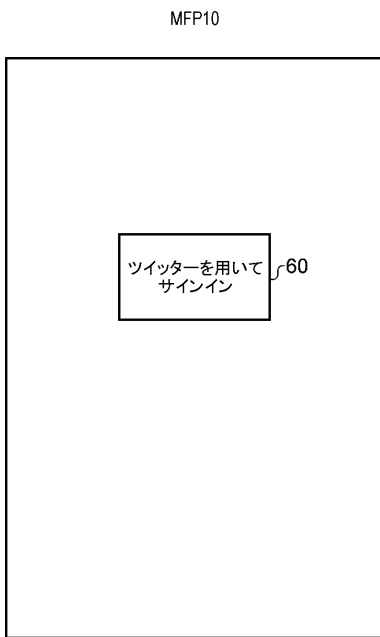


FIG. 9

【 図 10 】

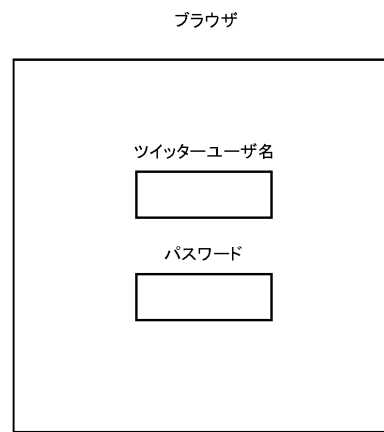


FIG. 10

【 図 1 1 】

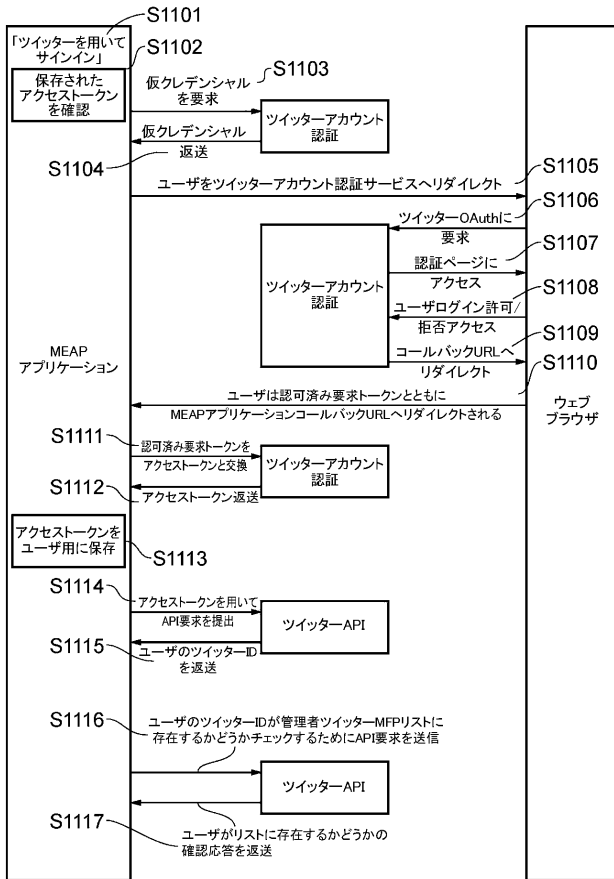


FIG. 11

【 図 1 2 】

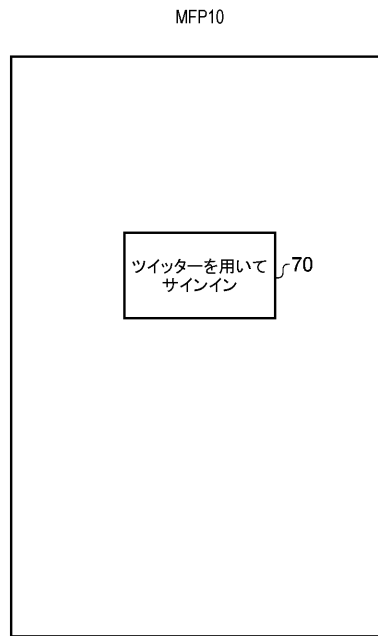


FIG. 12

【 図 1 3 】

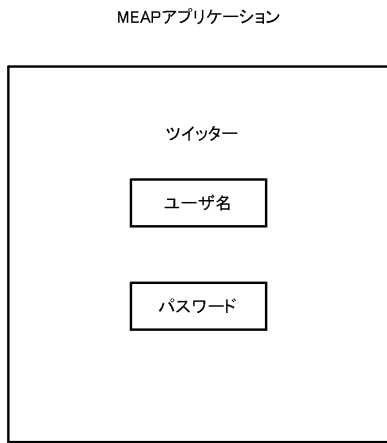


FIG. 13

【 図 1 4 】

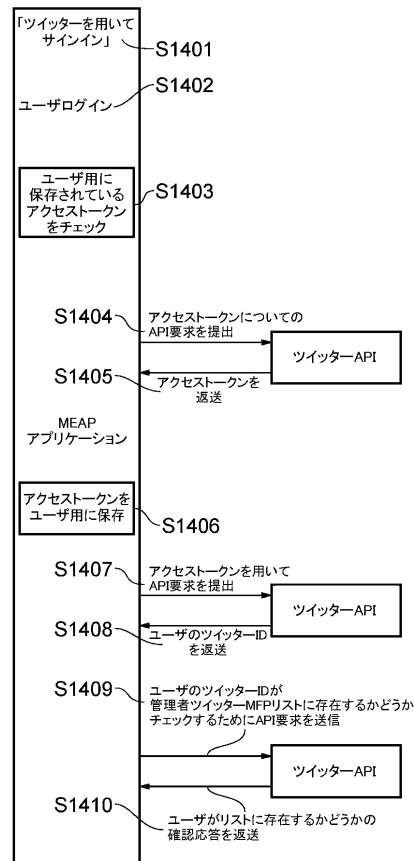


FIG. 14

【図15】

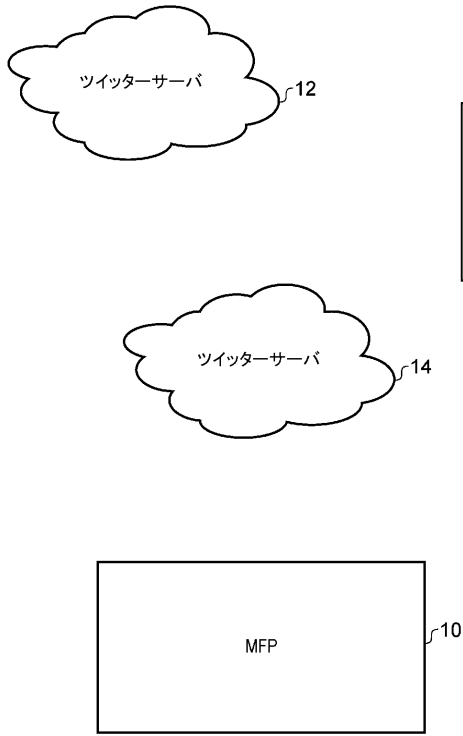


FIG. 15

【図16】

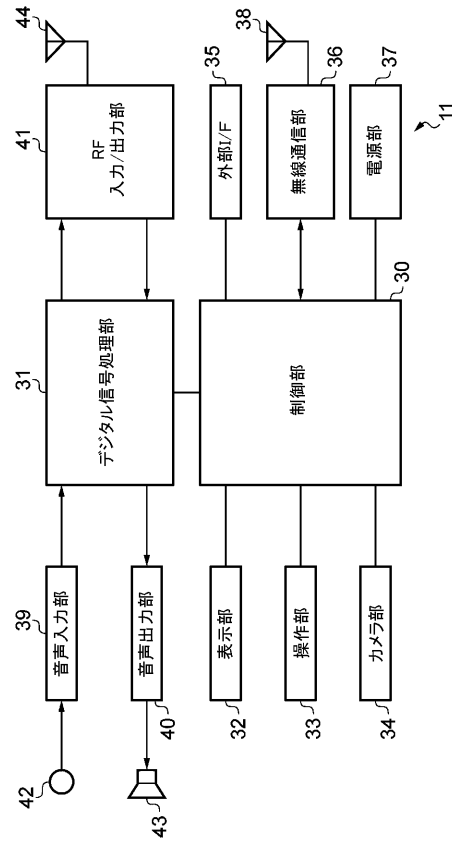


FIG. 16

【図17】

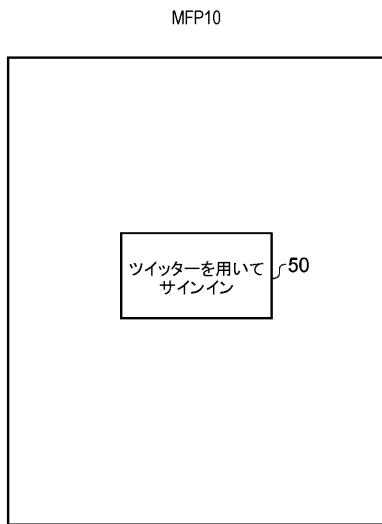


FIG. 17

【図18】

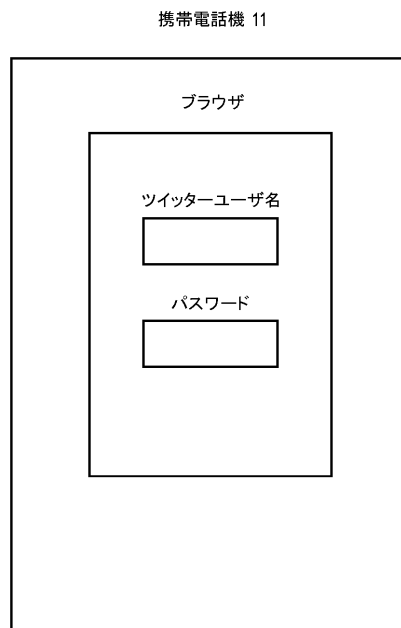


FIG. 18

【図19】

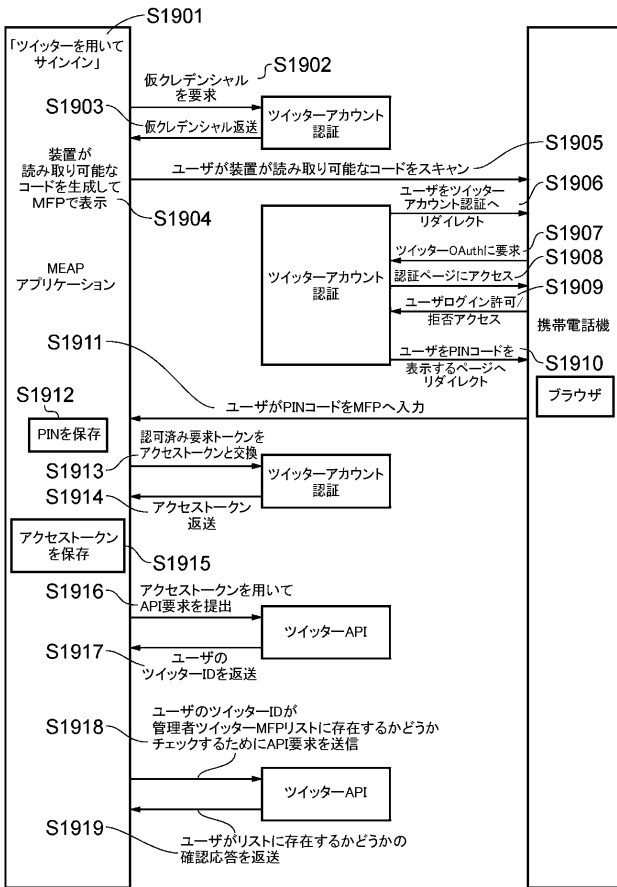


FIG. 19

【図20A】

MEAPアプリケーション登録リスト

RFID	トークン
ユーザA	トークン A
ユーザB	トークン B
⋮	⋮
⋮	⋮
⋮	⋮

FIG. 20A

【図20B】

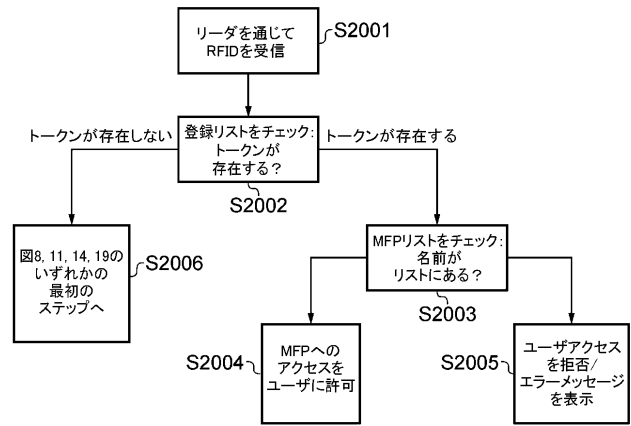


FIG. 20B

【図21】

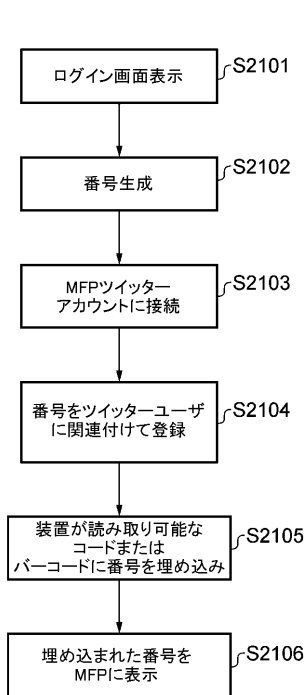


FIG. 21

【図22】

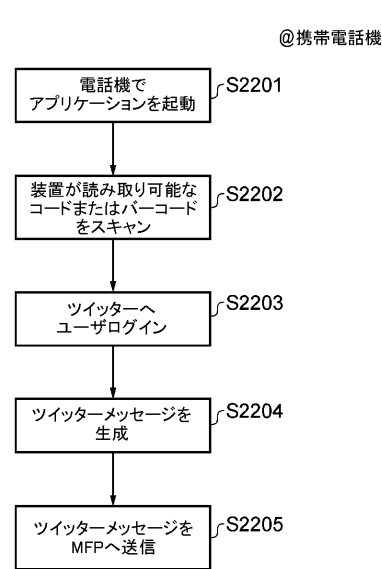


FIG. 22

@MFP

@携帯電話機

【 図 2 3 】

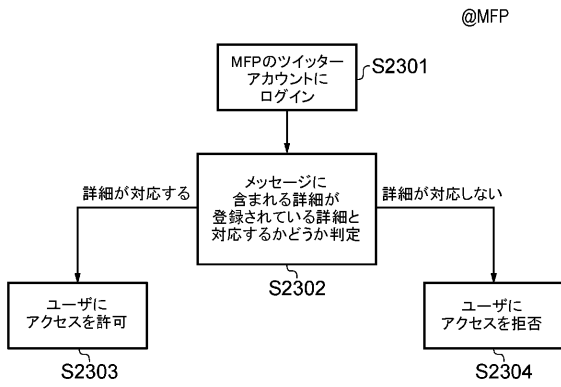


FIG. 23

【 図 2 4 】

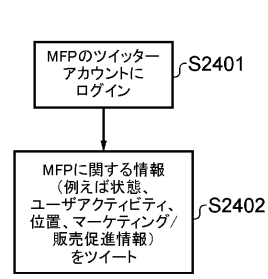


FIG. 24

---

フロントページの続き

(74)代理人 100134175

弁理士 永川 行光

(72)発明者 ベンジャミン ジョン, パークス

イギリス国 バークシャー州 アールジー 6 4 エイチエヌ, リーディング, ロウワー アーリー, ヒルマントン 2 5

Fターム(参考) 5B084 AA02 AA06 AA30 AB30 AB36 AB39 BA09 BB12 DA16 DB08  
DC02 DC03

【外国語明細書】

2014197385000001.pdf